

## 建設工事における社会保険等加入の資格要件について

平成29年度以降の入札参加資格者名簿への登載は、「社会保険等に参加していること」を条件とします。

社会保険等へ未加入の事業者様は、すみやかに加入の手続きをお願いいたします。

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※「社会保険等への加入」の確認は、法令の規定により社会保険等に参加すべきものが適正に参加しているか否かを確認します。また、法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている場合は、その適用除外が適正か否かを確認します。

※「社会保険等への加入」の確認は、原則として「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」で確認します。ただし、同通知書の審査基準日後に参加し、保険料を納めている場合は、保険料納付の領収書の写しなどで確認します。

平成28年6月16日

財政課契約担当